

島本町立学校協議会連絡会要綱

(名称)

第1条 本会は、島本町立学校協議会連絡会(以下「連絡会」という)と称する。

(設置)

第2条 連絡会は、各町立学校に設置された島本町立学校協議会(以下「協議会」という)の交流及び活動の支援を行う場として設置する。

(組織)

第3条 連絡会は10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者で構成する。

(1) 協議会代表 6人

(各学校協議会委員のうち該当学校長から推薦された者)

(2) 教育委員会 4人

(教育長、教育次長、教育推進課長及び学校教育課長)

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 連絡会に、学校協議会代表の中から、委員の互選により会長を置く。

2 会長は、連絡会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要と認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、教育委員会事務局教育推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。